

2019年3月7日

名古屋市環境局ごみ減量部資源化推進室 渡邊英之室長様

熊本清掃社・バイオプラザなごやの事件に関する要望（要回答）

おかえりやさいプロジェクト
プロジェクトリーダー 岡山朋子

平素より御市におかれましては、本プロジェクトにご協力いただき、誠にありがとうございます。

本プロジェクトは、名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画を産官学民の協働によって策定した際、特に生ごみ循環を専門に議論した会議体が母体となり、2008年2月に発足いたしました。当時の「あらゆるステークホルダーのパートナーシップによるごみ減量」という名古屋市の精神を引き継ぎ、実際に循環の環を回し、その環を市民・消費者に可視化するという取り組みです。これは市のごみ減量と資源循環推進施策を支援するものでもあります。

この地域循環の取り組みは、参加するステークホルダーの協力によって10周年を迎え、これまで環境省グッドライフアワード・グッドライフ特別賞（2014年）、愛知環境賞・中日新聞社賞（2016年）、そして生物多様性アクション大賞・食べよう部門優秀賞・環境大臣賞（2018年）を受賞しております。これらは、メンバーである御市の受賞歴でもあります。

しかしながら、この地域循環の取り組みは、メンバーの1社・循環の核である再生利用事業者の熊本清掃社の不祥事によって、現在、非常事態に陥っています。2019年1月24日の熊本清掃社・社長の逮捕、2月13日の同社長および社の起訴、2月15日からの同社における生ごみ受け入れ停止を受けて、循環の環が途切れています。3月1日からは同社都合により無期限の受け入れ停止となっており、プロジェクトメンバーのみならず、同社で食品廃棄物をリサイクルすることで食品リサイクル法上のリサイクル率を達成していた多くの小売業者や飲食業者は、2019年度のリサイクル率を達成できる見通しがつかない状況です。つきましては、メンバーであると同時に同社の監督官庁でもある御市に、このプロジェクト存続の危機を乗り越えるための要望をさせていただきたく存じます。

本プロジェクトの緩やかなネットワークは、発足以来10年間、相互信頼のみで成立してきました。炭素換算で生産資材の10%以上を生ごみ由来堆肥で置き換えた農産物が、おかえりやさいの定義です。また、本プロジェクトのメンバー資格は、生ごみをリサイクルするなど、ごみの減量に貢献するか、あるいはおかえりやさいを使用したり売ったりすることのみで、基本的には誰にでも認められるものでした。このネットワークが10年間に渡って築いてきた社会的信頼を蔑ろにした同社の不法行為は、「おかえりやさい」という地域ブランドを大きく傷つけ、本プロジェクトの相互信頼に反するもので、残念でなりません。

本プロジェクトの規約には除名項目がありませんでしたが、本件をもって同社を除名するとともに規約を改定し、プロジェクトの社会的信用回復を図りたいと考えています。

なお、同社の堆肥を使用して「おかえりやさい」を生産していた農家については、2019年の生産分の堆肥をすでに確保している農家もいますが、2020年冬以降の野菜の堆肥使用分については目処が立っておりません。特にJAなごや大高支店の農家については、同社の製品に合わせて農業機械を購入・使用しているため、ペレット状になっていない他社の堆肥に変更することは極めて難しい状況にあります。また、農家は同社の堆肥そのものには瑕疵がないと了解してはいるが、JAなごや本店は、今後は同社の製品である「グリーンサブリ」の販売は行わないとしています。さらに、他の資材に変更しても安定して栽培できるようになるには時間がかかり、移行した後に再びペレット堆肥に戻すことは不可能です。

本プロジェクトに参加している小売・飲食業の各社については、名古屋市の指示に従うとしながらも、多くは水質汚濁法違反で逮捕・起訴された同社の堆肥工場に食品廃棄物を搬入することは難しいと判断しています。また、同社の堆肥には品質・環境上の問題がないとはいえ、法令違反の疑いで起訴された企業の生産した堆肥を使用して生産された野菜を店頭におけるかといえ、それも極めて難しい状況にあります。従って、仮に熊本清掃社が事業を再開したとしても、排出事業者によっては食品廃棄物の再搬入すら難しく、また同社が生産した堆肥由来のおかえりやさいの販売の再開も、事実上不可能であろうと考えられます。

このような状況を鑑み、本プロジェクトが今後も存続していくために御市に要望することは、以下の通りです。

1. 熊本清掃社が所有・運営している堆肥化施設（バイオプラザなごや）を一刻も早く環境基準を満たすように改善させ、再稼働に支障が無いようにし、同施設を用いてこれまで同様に事業系一廃の食品廃棄物を堆肥化し、ペレット形状の堆肥を生産すること。
2. ただし、再稼働に際しては、熊本清掃社は係争期間中であっても、同施設の管理・運営を第三者に委譲し、同社に管理・運営をさせないこと。また、同社の業の許可取り消しに至っても、稼働運営の中断を来さないように、事業の速やかな移譲にむけて、その準備を勧奨すること。
3. 施設を委譲された第三者は、速やかに特殊肥料として新規に登録し直すこと。
4. 農家の栽培スケジュールならびに排出事業者の年間のリサイクル率保持を鑑み、上記の1～3はできる限り2019年内中に実施し、施設再稼働・堆肥生産を実現すること。

つきましては、御市におかれましては、上記の要望をお汲み取りいただき、かつ本プロジェクトの存続についてご尽力いただけますよう、ご協力をお願い申し上げます。なお、上記要望について御市のご見解を回答いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。